

## 【特別養護老人ホーム らいらっく】

### ◆ 加算内容

①	個別機能訓練加算Ⅰ	12単位/日	機能訓練指導員の職務に従事する職員を1名以上配置し、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行っている場合に算定。
②	個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	個別機能訓練Ⅰを算定している入居者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施を行っている場合に算定できる加算。
③	ADL維持等加算Ⅰ	30単位/月	利用者の総数が10人以上で、専用の書式にADL値(生活動作)を記入し、ある一定期間の評価を行い、ADL値の平均が向上している場合に算定できる加算。
④	ADL維持等加算Ⅱ	60単位/月	評価対象利用者等のADL値の平均がある一定以上満たす場合に算定できる加算。
⑤	栄養マネジメント強化加算	11単位/日	栄養ケア計画を立案し、家族の了解を得て開始いたします。
⑥	日常生活継続支援加算	46単位/日	介護福祉士の配置率、及び認知症生活自立度の割合が一定基準を満たしている場合に算定できる加算。
⑦	看護体制加算Ⅰ	4単位/日	基準値以上の看護師の配置を行っている場合に算定できる加算。
⑧	看護体制加算Ⅱ	8単位/日	基準値以上の看護師の配置かつ医療機関との24時間連絡体制を確保している場合に算定できる加算。
⑨	夜勤職員配置加算Ⅱ	18単位/日	基準値以上の夜勤介護職員の配置を行っている場合に算定できる加算。
⑩	介護職員処遇改善加算	8.3%	介護保険単位の総合計の8.3%が加算となります。
⑪	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	2.7%	介護保険単位の総合計の2.7%が加算となります。
⑫	地域加算	×10.14	札幌市は「乙地」となりますので、介護保険単位総合計数に「×10.14」します。
⑬	介護職員等ベースアップ等支援加算	1.6%	介護保険単位の総合計の1.6%が加算となります。

### ◆ その他状態に応じて発生する加算内容

①	初期加算	30単位/日(30日限度)
②	外泊時加算	246単位/日
③	療養食加算	6単位(1回につき6単位/1日3回を限度)
④	排せつ支援加算Ⅰ	10単位/月
⑤	排せつ支援加算Ⅱ	15単位/月
⑥	排せつ支援加算Ⅲ	20単位/月
⑦	経口維持加算Ⅰ	400単位/月
⑧	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位/月
⑨	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13単位/月
⑩	自立支援促進加算	300単位/月
⑪	科学的介護推進体制加算Ⅰ	40単位/月
⑫	科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位/月
⑬	安全管理体制加算	20単位/入居時に1回算定)
⑭	看取り介護加算Ⅰ	72単位/日 … 死亡日以前31日以上45日以下について1日につき算定
		144単位/日 … 死亡日以前4日以上30日以下について1日につき算定
		680単位/日 … 死亡日前日及び前々日について1日につき算定
		1,280単位/日 … 死亡時について1日につき算定

## ◆ 高額介護サービス費

- ・介護保険のサービスを利用した月の利用者負担合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が一定の額を超えたときにあとから支給(払い戻し)される制度です。
- ・お住まいの自治体に申請すると発行してもらうことができます。

## ◆ 介護保険付負担限度額

- ・介護保険負担限度額認定制度とは、要件を満たすことで介護保険施設を利用する際の居住費及び食費を軽減することのできる制度のことです。介護保険負担限度額認定証は、この制度の対象者のみに交付されます。
- ・お住まいの自治体に申請すると発行してもらうことができます。施設に入居している方には、毎年申請書類が送付されてきます。
- ・介護保険サービスは1～3割負担ですが、介護保険施設やショートステイの利用時は、食費や居住費は全額が自己負担額です。
- ・介護保険負担限度額認定制度を利用することで、**全額自己負担額の食費や居住費を、要件を満たす人には上限額が設定され、一定額を軽減**することができます。